

令和8年度メタバース空間を活用した不登校生徒への教育支援 委託業務仕様書

1 業務目的

不登校の児童生徒が年々増加する中、既存の学校に馴染めない児童生徒の社会的な自立に向けた取組の一つとして、オンラインによる柔軟で多様な学びの機会を提供する取組が広まっている。長期欠席をしている生徒や地域の教育支援センターに通う生徒が社会とのつながりをもてる多様な居場所づくり、一人一人の実態や状況に応じた支援の拡充を図るため、学校外の機関や学校内で専門的な相談・援助等を受けていない不登校生徒を対象として、メタバースを活用した学びや交流の機会を提供することを目的とする。

2 業務名称

令和8年度メタバース空間を活用した不登校生徒への教育支援業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 計画・準備

業務の円滑な推進を行うため、業務開始から終了までの実施内容及び作業工程を企画し、業務計画書にとりまとめるものとする。

(2) 打合せ・協議

業務に係る委託者との打合せを、業者決定直後から開設1ヶ月は週1回以上、それ以降は月1回を目安に行い、打合せ内容を議事録にとりまとめ、提出すること。

受託者は、業務の進捗状況に関して、隨時委託者に報告するとともに、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。

なお、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。

(3) メタバース空間の環境構築・空間開放

ア 環境構築

メタバース空間へ同時にログインできる生徒等の人数は、最低でも50名を想定している。

イ メタバース上の空間の設定（最低限必要な空間として記載）

(ア) 学び支援（教室・自主学習スペース）

- ・Web会議システムと連携したオンライン授業（学びプログラム）を行う教室を設置すること。
- ・自学自習を行うことができる自主学習スペースを設置すること。

(イ) 故談スペース

- ・それぞれの生徒のペースで休憩したり、他の利用者の存在を感じながら会話したりできるオープンな空間を設置すること。

(ウ) カウンセリングルーム

- ・個別相談を行う相談スペースを設置すること。プライバシーが確保された空間で、生徒の教育相談に対応できること。

(エ) その他

- ・イベント告知や情報提供などができる掲示板（展示スペース）を設置すること。
- ・その他、必要に応じてカスタマイズできること。

ウ 空間開放

(ア) 開放期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日までの10ヶ月間

※令和8年5月ゴールデンウィーク明けから試行（体験）期間を設定する

(イ) 開放時間

平日5日（年末年始、祝日を除く）のうち、少なくとも3日は10時から15時の5時間（以下、5時間開放日とする）、残りの日は10時から12時の2時間（以下、2時間開放日とする）の開放とする。

エ 機能の設定

※システム機能を参照

オ IDの発行

ID数は、合計500IDを想定する。

- ・不登校生徒：400ID

- ・教育委員会、学校教職員、教育支援センター職員等、委託者が指定する者：100ID

カ ログインの制約設定

メタバース空間には、委託者が承認し、事前にIDを発行された者以外はログインできないようにすること。

(4) 運営

ア 委託者向け研修の実施

受託者は委託者に対して、メタバース空間の操作方法等基礎的な内容から、空間管理方法や画像差し替え等軽微な空間編集方法まで、空間を管理、運用する上で必要な内容をオンラインで1時間程度の研修を行うこと。また、オンライン形式で開催した説明会をオンデマンドで視聴できるようにすること。

なお、この研修で用いたプレゼン資料及び素材については、委託者に使用権を提供するものとする。

イ 委託者向けマニュアルの作成・提供

受託者は、委託者向け研修の内容や、その他運用上の注意事項等を記したマニュアルを動画又は文書で分かりやすく整備し、提供すること。

ウ 利用者向けマニュアルの作成・提供

受託者は、メタバース空間へのアクセス方法や操作方法等をまとめた利用者向けマニュアルを動画又は文書（リーフレット）で分かりやすく整備し、提供すること。

エ 紹介動画の作成

受託者は、対象生徒及び保護者に対して、メタバース空間や提供されるイベント等の内容、操作方法等を紹介する動画を作成すること。動画は昨今のコンテンツ動向を踏まえ短く分かりやすいもの（2～3分程度を想定）とし、内容は別途委託者と協議すること。

なお、この動画の使用権を委託者に提供するものとする。

オ 教職員向け説明会の実施

受託者は、教職員向けにメタバース空間や提供するイベント等の内容、操作方法等について説明する説明会をオンライン形式で1回開催すること（質疑応答を含め1時間程度を想定）。また、オンライン形式で開催した説明会をオンデマンドで視聴できるようにすること。

なお、開催の周知や参加者の取りまとめは委託者が行うが、説明業務（事業説明は除く）は受託者が行うこととし、内容の詳細は委託者と協議すること。

カ オンライン支援の実施

(ア) オンライン支援員の配置

受託者は、メタバース空間の開放時間内において、全体の運営をサポートするため、オンライン支援員を常時少なくとも1名配置すること。

(イ) オンライン支援員の運用

オンライン支援員の配置に当たっては、毎月20日までに翌月分の配置計画書を受託者に提出すること。

(ウ) オンライン支援員の任用

オンライン支援員には、本事業の目的・趣旨を理解し、生徒に対して適切な言葉かけや指導・援助を行うことができる者（不登校支援経験や不登校支援に関する研修の受講経験を有する者）を任用すること。

(エ) オンライン支援員の業務

- ① 生徒同士のトラブルやいじめにつながる言動や記録、連絡先などの個人情報のやり取りを見つけた際に、当該の生徒に直接警告する等、フロア内の安全管理に努める。なお、直接警告を行った場合には、その緊急性・深刻性を鑑みて、委託者に速やかに報告すること。
- ② フロア内にいる生徒とのコミュニケーション活動を行い、生徒に安心感を与えるとともに、フロアに関する情報提供を行うこと。
- ③ 各勤務日におけるメタバース内の様子を日報に記載して提出すること。
- ④ メタバースに使用する端末に関する一般的な操作支援を行うこと。

- ⑤ メタバースに係る軽微な不具合及びエラー表示への対応を行うこと。
- ⑥ メタバースに使用する端末に係るトラブル時の切り分けを行うこと。

※メタバースに使用する端末本体及びOSが原因となる不具合を除く。ただし、オンライン支援員の対応範囲を超える不具合を発見した場合は、オンライン支援員は委託者へ報告すること。

(オ) オンライン支援員の業務範囲

生徒の機微な個人情報に触れる業務に関しては、支援業務の対象範囲外とする。

キ オンライン授業の実施

(ア) 授業のコマ数

5時間開放日については、生徒が参加できるオンライン授業を、1コマ45分（目安）とし、午前2コマ、午後1コマの計3コマ実施すること。

(イ) 1コマ当たりの講座数

オンライン授業は1コマにつき少なくとも1講座開講するものとする。なお、可能であれば2~3講座を並行して実施し、生徒が講座を選択できるようにする。

(ウ) 授業時の支援体制

オンライン授業の間は、空間内はオンライン支援員1名とメイン授業者1名の少なくとも2名体制とする。なお、1コマを2名で担当（チーム・ティーチング）する場合には、サブ授業者はオンライン支援員を兼任してもよい。

(エ) 講座内容

オンライン授業の内容については、教科学習に限らず、生徒同士や、生徒と支援員のコミュニケーションを図ったり、ストレス対処やリラックス方法などの心身リフレッシュのための体験活動を行ったり、ゲストティーチャーによる多様な学びの機会とし、生徒の参加意欲を喚起するような双方向性のあるものとする。詳細については、定期的な打合せ等で随時、委託者と検討・協議し決定すること。

(オ) オンライン授業者の任用

オンライン授業者には、講座内容に関する専門的な知識を有し、本事業の目的・趣旨を理解し、受講生徒に対して適切な言葉かけや指導・援助を行うことができる者を任用すること。

(5) 問合せ窓口の設置

受託者は、空間開放日に電話やメール、通話・メッセージアプリ等によるヘルプデスクを設置し、メタバース空間への接続方法や動作不良等の利用者等からの問合せに対応できるようにすること。ただし、問合せ窓口において、対応が必要な問合せには、一般的な教育相談等は含まない。

対応時間の目安は、5時間開放日には午前9時30分から午後2時30分まで、2時間開放日には午前9時30分から午前10時30分までとする。時間外はメールやメッセージアプリ等で対

応する。

(6) 利用者（生徒）に関する報告

利用者について、以下の各項目について、委託者に報告すること。報告の方法は、委託者が事前に指定するアドレスへデータをメール送付又はシステム内において閲覧する方法のいずれかとする。また、報告を受けるべき者以外は受信又は閲覧できないようにすること。緊急を要する事項については、委託者と協議の上、対応すること。

ア ログイン・ログアウト状況及びオンライン授業への参加状況

週1回程度の頻度で、生徒のログイン・ログアウト状況（日時）及びオンライン授業への参加状況（日時及び出席したコンテンツの内容）を、委託者に報告すること。

イ 様子・言動及びオンライン支援員等による対応

毎月1回以上の頻度で、生徒の様子・言動及びオンライン支援員や授業者による対応を、委託者に報告すること。

(7) 効果検証（アンケートの実施・集計・分析）

メタバース空間に対する満足度や課題点を把握するための調査を以下の手順で実施すること。

ア アンケートの作成・実施

「生徒」「保護者」「学校（教職員）」を対象としたWebアンケート調査票を作成すること。

アンケート内容は委託者と協議して決定する。生徒へのアンケートは、システム内に組み込むものとする。アンケート結果のデータは委託者のみが閲覧できるようにする。

イ アンケートの集計・分析

アンケート結果の集計を行い、回答傾向をグラフ等で分かりやすく可視化したデータを作成し、委託者に提供すること。

5 追加提案企画

仕様書に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び業務を行う上で委託者にメリットがある（趣旨に沿う効果的）と思われる業務は、積極的に提案すること。詳細については、企画提案のあったものを基に委託者と協議の上、決定する。決定した場合は、その遂行に責任をもって対応するものとする。なお、これに係る経費は原則提出する見積額に含むものとする。

6 完了検査（成果報告）

受託者は、全ての業務完了後、本事業の内容をとりまとめた業務報告書（生徒の学年等ごとに、以下の各項目の分析や、効果的だった点及び改善点等の分析を記載し、報告書のファイル形式はPDF、word又はexcelとする）を作成し、本業務で作成したちらしなどを添付した業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

- ① メタバース空間のログイン状況
- ② オンライン授業への参加状況
- ③ アンケートの回答

7 成果物の帰属及び個人情報の取り扱い

(1) 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物の所有権及び著作権については、委託者に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権を行使してはならない。また、本業務の遂行に当たって第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触する恐れのあるものについては、受託者の責任と費用により適正に処理するものとし、成果物は著作権等について処理済みのものを納入すること。その他、本契約に係る知的財産の取扱いについて必要があるときは、協議の上、定める。

(2) 個人情報の取り扱い（秘密の保持）

本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用したり、第三者に提供したりしてはならない。ただし、あらかじめ受託者の承認を受けた場合、緊急対応のため利用者等に許可を得た場合はこの限りではない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。受託者は、契約期間満了時には、委託者からの依頼に基づき、クラウドサービス上のサーバにあるデータを消去・削除すること。その際完全に消去・削除されていることを確認できる書類か、適切なデータの取り扱いを記載している契約書類等を添付すること。

8 その他

- (1) 受託者は、本委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に委託業務を行うこと。
- (2) 委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（受託者との連絡調整担当者）を置き、実施方法や進捗状況の確認など、業務の円滑な実施のために、受託者と定期的に連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは委託者が所有又は入手できる範囲において提供する。受託者は、委託者から提供された資料及びデータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとし、委託者の許可なく複写や複製、外部へ持ち出してはならない。また、受託者は、業務が終了したとき、委託者の求めがあったとき又は本業務に必要がなくなったときは、委託者から提供された資料及びデータを委託者に返却すること。
- (4) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 受託者は、本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の実施に当たり業務に従事する場所を委託者と協議の上、決定し、安全管理に万全を期すこと。災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) その他不明な点がある場合は、担当課と事前に協議すること。

9 問合せ先

愛知県総合教育センター子ども支援課こころの支援グループ

(1) 令和8年3月6日（金）まで

〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字上鉢 68

電話 0561-38-2217（ダイヤルイン）

E-mail sogokyoiku-c@pref.aichi.lg.jp

(1) 令和8年3月9日（月）から

〒444-0802 愛知県岡崎市美合町字並松1番 80

電話 0564-83-9747（ダイヤルイン）

E-mail sogokyoiku-c@pref.aichi.lg.jp

【システム機能】

受託者が構築するメタバースは、以下の機能を備えていることとする。

1 生徒が使用する端末

児童・生徒が使用する端末は、「文部科学省G I G Aスクール構想の実現標準仕様書」に準ずる端末であることを想定した上で、メタバースを構築すること。

参考 URL : https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_jogai02-000003278_407.pdf

2 メタバースの機能

(1) 動作環境

ア 対応OS

Windows / iPad OS / ChromeOS

イ 対応ブラウザ

Google Chrome / Microsoft Edge / Safari

(2) アバター機能

アバター機能は、下記の機能を有していること。

ア 利用者は複数のアバターの中から選択できること。なお、フロア内でアバターの種類が過度に重複がない程度の選択肢があること。

イ マウスやタッチパネル等によるアバターの操作ができること。

ウ 入室しているアバターの数や状況の確認・利用者のユーザー名を表示できること。

エ プロフィールを変更できること。

(3) フロア機能

フロア機能は、下記の機能を有していること。

ア 管理者権限をもつアカウントで、利用者の空間へのアクセス可否の設定ができること。

イ 委託者にて開設時間の設定・変更が可能であること。

ウ 管理者権限をもつアカウントで、看板やポスターに貼る画像・PDFコンテンツ等の配置及び削除ができること。

エ フロア内に、壁などで仕切られたスペースを設定できること、委託者が必要に応じて変更が可能であること。

オ プライバシーが保護される、個別面談を行うことができる相談スペースが設置できること。

カ 利用者がフロアに入室したとき、既に空間内に居る管理者権限をもつアカウントに対し、空間内に通知される機能があること。

(4) コミュニケーション機能

以下の機能を有していること。

ア オープン音声チャット機能

フロア内において、アバターを介した音声通話によるコミュニケーションができること。

イ プライベート音声チャット機能

フロア内において、特定の利用者に限定した音声会話によるコミュニケーションができること。

ウ 拡声マイク機能

フロア内において、全ての利用者に音声が届けられること。

エ オープン文字チャット機能

フロア内において、文字を入力してのコミュニケーションができること。なお、チャットの内容は、管理者機能を有するアカウントにおいて確認できること。

オ プライベート文字チャット機能

フロア内において、特定の利用者に限定した文字チャットによるコミュニケーションができるここと。

カ リアクション機能

アバターの動作やリアクション表示（音声や文字によるチャット以外の方法）により、様々な感情や意志を表現できること。

キ 画面共有

PC等の画面を他の利用者の画面に表示するなど、画面を共有する方法を備えていること。

ク 顔出し機能

利用者本人の判断のもと、PC等のインカメラの画像を表示できること。

ケ ホワイトボード（共同編集）機能

複数の利用者が同時にホワイトボードに書き込んだり、データを編集したりするような機能を備えていること。

(5) ログ管理機能

管理者権限により、以下アからエのログを出力できること。

ア 入退室時刻

イ 文字チャットの内容（プライベートチャットの場合は対象も含む）

ウ 音声チャットのオンオフ時刻（プライベートチャットの場合は対象も含む）

エ 利用したリアクション機能の種類と時刻

(6) セキュリティ

メタバース空間提供に関するセキュリティ要件として、以下アからオの機能、セキュリティ対策がなされていること。

ア メタバースサービス提供事業者が当該サービスで ISO/IEC27017:2015（クラウドサービスに対する情報セキュリティ管理に関する国際規格）を取得していること。

イ メタバース空間内の音声情報は暗号化が行われること。

ウ 文字チャットに表示するテキストに対してNGワードを設定し、該当する文言にマスク処理を行うこと。

エ メタバースサービスを構成する機器について、マルウェアに対する対策を行っていること。

オ 利用者に対して、不正アクセスを防止するためのセキュリティ対策がなされていること。

(7) その他機能

管理者権限をもつアカウントが利用できる機能として、以下アからエの機能を搭載すること。

ア アバター表示名強制変更

アバターの表示名を強制変更できること。

イ 利用者情報の取得

利用者の入退室時刻、文字チャットの内容等、「(5) ログ管理機能」に記載の内容をログとして取得できること。

ウ 利用者制御

音声チャットのミュート、文字チャット機能の停止、エモーション機能の停止、空間からの強制退室ができること。

エ アカウント I Dの照合

アバターの表示名とは別に、利用者と紐づく I Dが可視化されるなど、簡易に照合確認できること。